

「全国数学教育学会誌 数学教育学研究」の
刊行及び執筆要項について

改正 平成 28 年 1 月 30 日

1. 名 称

全国数学教育学会誌 数学教育学研究 (英文名 Journal of JASME: Research in Mathematics Education)

2. 投稿資格及び論文

- (1) 全国数学教育学会の会員で、本学会で発表したものを主内容とする論文とする。
- (2) 同一巻号へのファースト・オーサーとしての投稿は、一編とする。
- (3) 二重投稿などの不正行為を禁止する。

3. 編 集

- (1) 学会誌編集委員会を置く。編集委員は理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- (2) 論文等の採否及び編集に関する事項は、編集委員会で決定する。
- (3) 本学会誌は、年 2 回刊行する。
- (4) 執筆者校正は、1 校までとする。
- (5) 各論文の 1 ページの左上に、学会誌名、巻、年、ページ、また著者名の下に受理日付を挿入する。
- (6) 掲載論文 1 編について、6 頁まで 7,000 円、以後 1 頁増につき 2,000 円の掲載料を徴収する。
- (7) 別刷は、希望に応じて作る。ただし実費を自己負担とする。

4. 原稿執筆要項

- (1) 原稿には個人研究・共同研究ともに 題目、執筆者の氏名、所属、本文、参考文献、英文要約等を含めることとする。
- (2) 英文要約には題目、執筆者の氏名、所属、約 300 語程度の要約を含めることとする。ただし、本文が欧文の場合は和文の要約とする。
- (3) 原稿用紙は特に指定しないが、刷上がり 1 頁約 2,200 文字である。
- (4) 原稿は横書き完全原稿とし、ワープロを使用して作成することが望ましい。
- (5) 図や表の箇所、大きさ等は、執筆者があらかじめ指定しておく。また凸版使用の場合は、実費を自己負担とする。
- (6) 原則として、外国人名・地名に原語を用いるときは、叙述中の外国語に訳語をつける。外国語は 2 画を 3 字として書く。
- (7) 原稿締切は毎年 8 月末日と 2 月末日とし、原稿 2 部（1 部は氏名・所属を記したもの、他の 1 部は、氏名・所属を削除したもの）の電子データを学会ホームページの論文投稿システムを用いて提出する。
- (8) 引用・参考文献については、学会ホームページを参照し、それに従って記述する。

5. 著作権の帰属

掲載された論文の著作権は、別に定める「著作権規定」に基づき、本学会に属するものとする。

付則：本改正要項は平成 28 年 1 月 30 日から施行する。

全国数学教育学会著作権規定

1. 著作権の帰属

- (1) 全国数学教育学会誌『数学教育学研究』に掲載された論文等（以下論文等という）の著作権は原則として本学会に帰属する。
- (2) 特別な事情により前項の原則が適用できない場合は著者と本学会との間で協議のうえ措置する。なお、特別な事情としては次のような例を想定する。
 - ・ 依頼論文等であって、その内容が著者個人ではなく著者の所属する法人等に係わるもので、著作権の本学会への移転帰属に関し当該法人等の了解が得られない場合。
 - ・ 特別講演記事などで著者の了解が得られない場合。

2. 著作権の本学会への移転帰属による運用効果および運用上の措置等

- (1) 論文等の著作権は本学会に帰属するが、著作者人格権は著者に帰属する。ただし、著者が著者自身の論文等を複製・翻訳等の形で利用することに対し、本学会はこれに異議を申し立て、もしくは妨げることはしない、この場合著者は本学会の了解を得ること、また利用された複製物あるいは著作物中に出典を明記すること。
- (2) 本学会は論文等の複製を行うことができる。ただし、この場合関係する著者にその旨了解を得る。
- (3) 第三者から論文等の複製あるいは翻訳等の詐諾要講があった場合、本学会において審議し、適当と認めたものについて要望に応じることができる。ただし、この場合関係する著者にその旨了解を得る。
- (4) 前項の措置によって、第三者から本学会に対価の支払いがあった場合には関係する著者に報告のうえ、本学会会計に繰り入れ学会活動に有効に利用する。

3. 著作権侵害等に関する注意事項

- (1) 執筆に当たっては他人の著作権を侵害、名誉毀損、その他の問題を生じないよう十分に配慮すること。
- (2) 著者は公表された著作物を引用することができる。引用した場合はその出典を明示すること。
- (3) 万一、投稿規定ならびに原稿執筆要領によって執筆された論文が第三者の著作権を侵害するなどの指摘がなされ、第三者に損害を与えた場合、著者がその責を負う。

付則：本規定は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。